

諮問番号：平成25年（情）諮問第3号

事件名：特許特別会計に対する会計検査院の指摘又は見解を示す文書の一部  
開示決定に関する件

諮問日：平成25年11月18日

答申番号：答申（情）第64号

答申日：平成27年 7月22日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

特許特別会計に対する会計検査院の指摘又は見解を示す文書（平成15年度決算検査報告、平成22年度決算検査報告及び平成23年度決算検査報告に関して特許庁とやり取りした照会文書・回答文書）として特定された下記の①から⑭までの文書（以下「本件対象文書」という。）のうち、その全部を開示した①の文書を除いた②から⑭までの文書につき、それぞれその一部を不開示とした決定については、不開示としている部分のうち、⑦及び⑩の文書について、別表の2欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

また、その余の部分を開示としたことは妥当である。

- ① 平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況について（平成24年7月4日付け245普第131号。以下「文書1」という。）
- ② 平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況について（回答）（24年7月23日付け20120704特許8。以下「文書2」という。）
- ③ 実地検査の結果について（24年9月14日付け245普第239号。以下「文書3」という。）
- ④ 実地検査の結果について（回答）（24年9月28日付け20120914特許11。以下「文書4」という。）
- ⑤ 実地検査の結果について（24年9月14日付け245普第240号。以下「文書5」という。）
- ⑥ 実地検査の結果について（回答）（24年9月28日付け20120914特許12。以下「文書6」という。）
- ⑦ 会計実地検査の結果について（23年4月26日付け235普第85号の4。以下「文書7」という。）

- ⑧ 実地検査の結果について（23年9月7日付け235普第198号。以下「文書8」という。）
- ⑨ 実地検査の結果について（回答）（23年9月15日付け20110907特許4。以下「文書9」という。）
- ⑩ 文書8に係る23年10月21日付け追加回答（以下「文書10」という。）
- ⑪ 検査の結果について（22年11月29日付け225普第362号。以下「文書11」という。）
- ⑫ 検査の結果について（回答）（22年12月6日付け20101130特許004。以下「文書12」という。）
- ⑬ 実地検査の結果について（16年9月22日付け165普第213号。以下「文書13」という。）
- ⑭ 実地検査の結果について（回答）（16年10月4日付け20041001特許004。以下「文書14」という。）

## 第2 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が行った25年9月9日付け250普第250号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の取消しを求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 審査請求書

ア 本件一部開示決定は違法である。すなわち、会計検査院は、税金の民主的統制を図るために設けられたものであり、本件のようにほとんど全てを不開示とすることは、国民が特許特別会計に関して税金が適正に使用されているか否かを知ることができず、財政民主主義に反する。また、これらの文書は、情報公開法第5条第1号ただし書イの規定により本来開示することが予定されているものである。したがって、不開示とされた部分は取り消されるべきものである。

イ 会計検査院による会計検査は毎年行われていると判断されるが、本件一部開示決定では特定の4年分しか示されておらず、他の年度の文書も存在しているはずである。もし、これらの文書を以前保有してい

たが廃棄した場合はその旨、その根拠及び廃棄日時を明確にしてい  
だきたい。

(2) 意見書

ア 諮問庁は、最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の結果等に関する情報が外部に公表されれば、会計検査院が検査の結果等を検査報告に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては検査官会議の最終的な議決を経なければならないと規定し、その公表に慎重な姿勢をとっている会計検査院法（昭和22年法律第73号）の趣旨（同法第11条第2号、第29条等）に沿わない結果を生ずると主張している。

しかし、会計検査院法は、会計検査院内部の検査官会議や事務総局等の権限内容や手続内容を規定しているだけであり、同法が検査の結果等に関する情報の公表に慎重な姿勢をとっていると断言できるものではない。

イ 諮問庁は、最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、いずれの段階におけるものであっても会計検査院の意思形成の過程における未成熟な情報であり、これが外部に公表されれば、審理・判断の過程を経て、最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている同院の取扱いの手続的な意味を失うと主張している。

しかし、未成熟な情報が検査官会議等を経て成熟した情報になっているかどうかを確認するためにも、また、財政の民主的統制を図る点からも、この未成熟な情報を開示することには相当の意義がある。最終的な検査官会議の議決に至る審理・判断の過程の透明化を図ることは、会計検査院内部の検査内容の適正化に役立つとともに、財政の民主的統制にも資するものである。

ウ 諮問庁は、次のように主張している。すなわち、最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な情報であり、精度不十分な情報が含まれる場合が少なくなく、また、最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報とは指摘等の趣旨、態様等が異なる場合も少なくない。そして、会計検査院は、事実関係を正確に把握するとともに、事態の真の改善を図るためにも、受検庁の理解と協力を得て、各種の検査資料の収集・整備を図るとともに、当該検査の結果

等について、受検庁との間で、照会文書、回答文書等による率直な意見交換又は討議等を行う必要があり、この意見交換又は討議等は、その内容の不公表を前提として行われている。よって、会計検査院と受検庁との間の意見交換又は討議等の内容に関する情報が公表されれば、受検庁等の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、その結果、同院による会計検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

しかし、だからこそ、最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報の信憑性を確認するためにも、これらの「最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報とは指摘等の趣旨、態様等が異なる」情報を開示する必要性が存在する。

また、会計検査院において各種の検査資料の収集・整備が確実に遂行されているかどうかを国民に説明するためにも、各種の検査資料を開示する必要性は大きいといえる。これらの検査資料が開示されず、結果である最終的な検査官会議の議決内容だけが公開されるなら、会計検査院内部で不正が行われていても国民は不正を知る手段がなくなり財政の民主的統制の要請に反することになる。諮問庁が主張する「事態の真の改善を図る」ことが本当に的確になされているかどうかを国民に知らせるためにも、収集された資料等は開示される必要がある。

エ 諮問庁は、正式な指摘事項等として公表される最終的な検査の結果等に関する情報以外の情報の中には、会計検査院の具体的な検査の着眼点、検査手法等、検査上の秘密に属する情報が含まれている場合も少なくなく、これが公表されれば、同院の具体的な検査の着眼点、検査手法等を受検庁等に周知する結果となり、会計検査の実施に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

しかし、これらの「会計検査院の具体的な検査の着眼点、検査手法等、検査上の秘密に属する情報」は、財政の民主的統制の要請の観点からも公開されるべきものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示決定等の経緯

##### (1) 原処分

本件開示請求は、25年8月13日付けで、「各暦年における、会計検査院が特許特別会計に対しなされた指摘・見解を示す文書。」の開示を求めたものである。

審査請求人は、処分庁に対して、24年12月21日付けで本件開示

請求と同一の開示請求を行っており（以下、24年12月21日付け開示請求を「前回開示請求」という。）、この際、処分庁は、審査請求人に必要な情報提供を行った上で前回開示請求の補正を行った経緯があることから、本件開示請求後、処分庁は審査請求人に本件開示請求の趣旨を確認したところ、審査請求人が本件開示請求で開示を求める行政文書は、前回開示請求と同様であるとの回答であった。

そこで、処分庁は、前回開示請求と同様の補正を行うことについて、審査請求人の同意を得て、本件開示請求を「各暦年における、会計検査院が特許特別会計に対しなされた指摘・見解を示す文書（平成15、22及び23年度決算検査報告に関し特許庁とやり取りをした照会・回答）。」と補正した。

そして、処分庁は、上記補正後の本件開示請求に基づき、本件対象文書として文書1から文書14までを特定し、25年9月9日付けで、全部を開示した文書1を除き、下記のア及びイのとおり一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

ア 文書3、文書5、文書7、文書8、文書11及び文書13に記録された情報のうち、照会文書の回答を依頼する旨等の記載の一部、件名、内容が記録された部分については、後記3(1)及び(2)と同様の理由により不開示とし、その他の情報が記録された部分については開示することとした。

イ 文書2、文書4、文書6、文書9、文書10、文書12及び文書14に記録された情報のうち、回答文書の表題の一部、件名、内容が記録された部分については、後記3(1)及び(2)と同様の理由により不開示とし、その他の情報が記録された部分については開示することとした。

## (2) 審査請求の提起

審査請求人は、25年10月28日付けで、上記一部開示決定を不服として審査請求を提起した。

## 2 照会文書及び回答文書の不開示情報該当性

### (1) 照会文書の作成・発遣及び回答文書の受領

会計検査院において、検査を実施した結果、当該検査の結果等について受検庁に対し正式に文書による質問を發し、当該事実関係についてその公式の確認を求めるとともに、これに対する見解の表明等を求める必要があると認める場合には、会計検査院法第26条の規定により、当該検査の結果等を整理して記載した照会文書を作成し、受検庁に發遣する

ことになる。

そして、当該照会文書に対する受検庁の回答文書を受領したときは、その内容（受検庁による事実関係の公式の確認、当該事態に対し表明された見解、改善の措置の内容等）についても十分に勘案した上、当該検査の結果等を取りまとめ、会計検査院の正式な指摘事項等として検査報告に掲記し、公表する必要があると認める場合には、当該検査の結果等を検査報告事項案等に整理し、照会文書、回答文書等とともに、同院内部の周到で、かつ、慎重な審理・判断の過程に供されることとされている。

(2) 照会文書及び回答文書に記録された情報の内容・性質

照会文書は、検査過程における会計検査院の検査の結果等を整理して記載し、作成・発遣されるものであり、また、回答文書は、これに対して受検庁から受領する回答であるから、これらの文書に記録された情報からは、それまでの検査過程における同院の具体的な検査の内容、検査上の関心、検査上の重点事項、検査の着眼点等を端的に読み取ることが可能である。

また、検査過程では、会計検査院の実施した検査の結果等を巡り、同院と受検庁との間で率直な意見の交換又は真剣かつ真摯な討議が行われるものであり、このような同院と受検庁との間の意見交換又は討議の内容をなす情報も同院の検査の結果等に関する情報に属するところ、これらの意見交換又は討議は、その内容の非公表を前提として行われるものである。そして、照会文書の作成・発遣及び回答文書の受領は、会計検査院の実施した検査の結果等に関する事実関係、これに対する評価、改善の方策等に関する同院と受検庁との間の意見交換又は討議の内容を文書により確認するために行われるものであるから、照会文書及び回答文書に記載される情報（同院の検査の結果等及びこれを巡る同院と受検庁との間の意見交換又は討議の内容に関する情報）も、その内容の非公表を前提とするものである。

さらに、照会文書及び回答文書に記載される検査の結果等に関する情報は、上記のとおり、検査過程における会計検査院の検査の結果等及びこれを巡る同院と受検庁との間の意見交換又は討議の内容に関する情報であるにすぎず、審理・判断の過程における最終的な検査官会議の議決を経た同院の検査の結果等に関する情報ではないから、その性質上は、なお検査続行中の（検査過程における）未成熟な情報であり、本来的に公表に馴染まない性格のものである。

### 3 本件不開示情報の不開示情報該当性

#### (1) 情報公開法第5条第5号該当性

会計検査院が作成・発遣する照会文書及びこれに対して受検庁から受領する回答文書に記録された情報は、前記2(2)のとおり、検査過程における同院の検査の結果等に関する情報及びこれを巡る同院と受検庁との間の意見交換又は討議の内容に関する情報であり、同院内部における所定の周到で、かつ、慎重な審理・判断の過程における審議・検討を経たものではないから、その性質上は、検査過程における未成熟な情報であって、本来的に公表に馴染まない性格のものである。

したがって、このような情報が開示され、公表された場合には、①現在又は将来の検査過程における会計検査院と受検庁との間の検査の結果等を巡る率直な意見の交換又は真剣で、かつ、真摯な討議の実施に支障を及ぼすおそれがあり、また、②検査官会議その他同院内部における所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに、③検査過程における未成熟な情報が同院の最終的な見解又は確定的な検査の結果等であると国民に誤認させるおそれがあるほか、④同院の具体的な検査の内容、検査上の関心、検査上の重点事項、検査の着眼点等が外部に流出することとなり、受検庁等に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」（情報公開法第5条第5号前段）であって、「公にすることにより」、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」（同後段第1文）、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」（同後段第2文）及び「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」（同後段第3文）に該当するものである。

#### (2) 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

また、前記2(2)で記述したとおり、照会文書及びこれに対する回答文書に記録された情報からは、検査過程における会計検査院の具体的な検査事項、検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査上の重点事項等を端的に読み取ることが可能である。

したがって、このような情報が開示され、公表された場合には、会計

検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査を実施する場合において、受検庁等に対し、同院の具体的な検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査上の重点事項等を予め周知する結果となり、受検庁等において周到な実地検査対策を施すことを容易にするなどして、厳正で、かつ、効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

また、照会文書の作成・発遣及び回答文書の受領は、その内容の不公表を前提とし、会計検査院の実施した検査の結果等を巡る同院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし真剣で、かつ、真摯な討議の内容を踏まえて行われるものであるから、このような同院の検査過程において照会文書及び回答文書に記載される情報（同院の検査の結果等に関する未成熟な情報及びこれを巡る同院と受検庁との間の意見交換又は討議の内容に関する情報）が開示され、公表された場合には、同院と受検庁との間の率直な意見の交換又は真剣かつ真摯な討議の実施に支障を及ぼし、厳正で、かつ、円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、同じく前記2(2)で述べたとおり、会計検査院内部における所定の審理・判断の過程は、同院の実施した検査の結果等に対する周到で、かつ、慎重な審議・検討の経路を経て最終的な検査官会議の議決を経たもののみを同院の正式な検査の結果等として検査報告に掲記し、公表するために定められたものであるから、これらの検査過程における未成熟な情報が開示され、公表された場合には、慎重で、かつ、周到に定められた審理・判断の過程の手続的意義を損ねるのみならず、外部の圧力、干渉等を招来するなどして、審理・判断の過程における公正・慎重の確保に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、当該審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報（情報公開法第5条第6号柱書き前段）であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（同号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き後段）にも該当するものである。

### (3) 部分開示の適否

処分庁は、本件不開示情報の不開示情報該当性について慎重に検討を行った上、情報公開法第5条第5号及び第6号（イ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当するひとまとまりの部分を除いた残りの部分を既



に部分開示しており、これを更に細分化して部分開示することはできないと判断している。

(4) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件審査請求に係る原処分は適法であり、妥当なものであると考える。

(5) 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、審査請求書等において、会計検査院による会計検査は毎年行われていると判断されるが、本件一部開示決定では特定の4年分しか示されておらず、他の年度の文書も存在しているはずである。もし、これらの文書を以前保有していたが廃棄した場合はその旨、その根拠及び廃棄日時を明確にしていきたいと主張している。

しかし、処分庁は、前回開示請求の際に、会計検査院が保有している行政文書の中から、開示請求に係る文書の候補となる過去の検査報告に掲記されている特許特別会計に関する指摘事項等の全てを検索し、これら指摘事項等の件名を審査請求人に情報提供するとともに、これらの中から審査請求人自らが選択したものを踏まえ、審査請求人の確認を得た上で、前回開示請求の補正を行っている。そして、この補正を受けて、前回開示請求に係る対象文書を特定しているところである。また、本件開示請求後、処分庁は、前記1(1)のとおり、審査請求人に対し、本件開示請求の趣旨が前回開示請求と同じであることを確認するなどして、本件対象文書を特定している。したがって、補正後の本件開示請求「各暦年における、会計検査院が特許特別会計に対しなされた指摘・見解を示す文書（平成15、22及び23年度決算検査報告に関し特許庁とやり取りをした照会・回答）」の中に、「他の年度の文書」や「以前保有していたが廃棄した場合」は含まれておらず、回答すべき事項は存在しないと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成25年11月18日 諮問書の收受
- ② 平成26年 3月11日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年 3月26日 諮問庁の職員（会計検査院第5局経済産業検査第1課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年 4月 8日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年 6月24日 審議

- ⑥ 同年 7月 9日 諮問庁から追加意見書を収受
- ⑦ 同年 7月 23日 諮問庁の職員（会計検査院第5局経済産業検査第1課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑧ 同年 12月 2日 審議
- ⑨ 平成27年 1月 27日 審議
- ⑩ 同年 3月 2日 諮問庁から追加意見書を収受
- ⑪ 同年 3月 16日 諮問庁の職員（会計検査院第5局経済産業検査第1課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑫ 同年 4月 28日 審議
- ⑬ 同年 6月 2日 審議
- ⑭ 同年 7月 21日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、「各暦年における、会計検査院が特許特別会計に対しなされた指摘・見解を示す文書。」である。本件開示請求後、処分庁は、審査請求人に確認し、審査請求人が本件開示請求で開示を求める行政文書は、前回開示請求と同様であるとの回答を受け、審査請求人の同意を得て、本件開示請求を「各暦年における、会計検査院が特許特別会計に対しなされた指摘・見解を示す文書（平成15、22及び23年度決算検査報告に関し特許庁とやり取りをした照会・回答）。」と補正した。なお、処分庁は、前回開示請求の際に、会計検査院が保有している行政文書の中から、開示請求に係る文書の候補となる過去の検査報告に掲記されている特許特別会計に関する指摘事項等の全てを検索し、これら指摘事項等の件名を審査請求人に情報提供するとともに、これらの中から審査請求人自らが選択したものを踏まえ、審査請求人の確認を得た上で、前回開示請求の補正を行っている。

処分庁は、補正後の本件開示請求に対し、本件対象文書として、文書1から文書14までを特定し、全部を開示した文書1を除き、それぞれその一部を開示とする決定を行った。そして、この処分に対する審査請求を受け、諮問庁は当審査会に対する諮問を行った。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成15年度決算検査報告、平成22年度決算検査報告及び平成23年度決算検査報告に関して、会計検査院が特許庁との間で発遣又は受領した照会文書（文書1、文書3、文書5、文書7、文書8、文書11及び文書13）及び回答文書（文書2、文書4、文書6、文書9、文書10、文書12及び文書14）である。

### 3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

#### (1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索、差押えとは異なり直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を行っている。

#### (2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

#### (3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議

等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

また、会計検査院では、特定の検査事項に関し、検査過程において収集、作成等される検査資料に記録された情報を公にすれば、検査事項、検査の内容、検査の着眼点のほか、具体的な検査手法等が明らかになり、検査の実施及び検査の結果等の審理・判断に支障が生ずるおそれがあるとしている。

#### (4) 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、会計検査院の正式な検査の結果等（指摘事項等）とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁との間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁との間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱い、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収

集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

#### 4 不開示情報該当性について

上記 1 から 3 までの事情を前提に、以下のとおり、全部を開示した文書 1 を除く文書 2 から文書 1 4 までの不開示部分の不開示情報該当性を検討することとする。

##### (1) 文書 3、文書 5、文書 7、文書 8、文書 1 1 及び文書 1 3

照会文書である文書 3、文書 5、文書 7、文書 8、文書 1 1 及び文書 1 3 は、送付状の部分と照会の内容及び件名に係る部分から構成されており、送付状の部分には、文書番号、発遣年月日、宛先、差出人、表題、回答を求めるなどの旨を記述した文等が記載されている。

これらのうち、送付状の部分については、文書 7 及び文書 1 1 中、回答を求めるなどの旨を記述した文中の特定の検査事項に係る記載部分が不開示とされており、文書 7 及び文書 1 1 の残りの部分並びに文書 3、文書 5、文書 8 及び文書 1 3 のその全部が開示されている。また、照会の内容及び件名に係る部分については、文書 3、文書 5、文書 7、文書 8、文書 1 1 及び文書 1 3 のいずれもその全部が不開示とされている。

ア 文書 7 及び文書 1 1 中、回答を求めるなどの旨を記述した文中の特定の検査事項に係る記載部分について

一般に、特定の検査事項に係る情報からは、会計検査院の具体的な検査の内容、検査の観点、検査の着眼点等を知り又は推認することが可能である。このため、このような情報が公になり、受検庁一般等に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。また、照会文書に記載されている特定の検査事項に係る情報は、その後の受検庁との討議や会計検査院内部の審理・判断の過程を通じて、取捨選択が行われ整理されることがある未成熟な情報であると考えられる。

しかし、文書 7 及び文書 1 1 中、回答を求めるなどの旨を記述した文中の特定の検査事項に係る記載部分についてみれば、次のような事情から、上記のようなおそれがあるとまでは認められない。

すなわち、処分庁は、審査請求人に対して、開示請求に係る文書の候補となる過去の検査報告に掲記されている特許特別会計に関する指摘事項等の件名を情報提供するなどしており、このような補正の経緯

等を踏まえ、本件開示請求は、平成15年度決算検査報告、平成22年度決算検査報告及び平成23年度決算検査報告に掲記されている特許特別会計に関する指摘事項等に係る照会文書及び回答文書について開示請求が行われたものである。そして、処分庁は、本件開示請求を受けて、本件対象文書（文書1から文書14まで）が本件開示請求に係る文書に該当するとした上で、一部開示決定を行っている。

このため、本件の場合、文書7及び文書11については、いずれも、平成22年度決算検査報告に掲記されている特許特別会計に関する特定の指摘事項等に係る照会文書であることが既に明らかになっているといえるとともに、文書7及び文書11中、回答を求めるなどの旨を記述した文中の特定の検査事項に係る記載部分は、当該検査報告に記載されている情報から容易に推認し得るものであると認められる。

さらに、当審査会において見分したところ、文書7及び文書11中、回答を求めるなどの旨を記述した文中の特定の検査事項に係る記載部分は、平成22年度決算検査報告において既に公表されている情報の範囲にとどまるものとなっている。

したがって、このような状況の下では、これらの記載部分を開示したとしても、既に明らかとなっている情報に加えて、更に具体的な検査の内容、検査の観点、検査の着眼点等を推知されるおそれはないと認められる。また、このことから、討議・検討の内容が公にされることにより会計検査院と受検庁との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることもできない。

以上のことから、文書7及び文書11中、回答を求めるなどの旨を記述した文中の特定の検査事項に係る記載部分は、公にすることにより、上記のようなおそれその他諮問庁が主張するようなおそれが生ずるとまではいえないことから、情報公開法に規定する不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

#### イ 照会の内容及び件名について

- (ア) 照会文書に記載されている照会の内容及び件名は、当該検査事項に係る具体的な検査の内容、検査の結果、所見等を示すものである。そして、照会文書は、前記3で述べた会計検査院の検査過程及び審理・判断の過程にあって、これに対する回答とともに同院と受検庁との間における継続的討議の中核をなすものである。すなわち、このような情報は、会計検査院内部及び同院と受検庁との間において、同院の最終的な結論を示したものではなく、正式な指摘事項等の素

案ともいふべき未成熟な情報として取り扱われているものであると認められる。

したがって、文書3、文書5、文書7（本件対象文書の91枚目の文書を除く。）、文書8、文書11及び文書13に記載されている照会内容及び件名に係る部分は、これらの情報が公になると、前記3(4)で述べた会計検査院と受検庁との間での検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれ、今後の検査の実施に当たり、同院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障を生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、文書3、文書5、文書7（本件対象文書の91枚目の文書を除く。）、文書8、文書11及び文書13に記載されている照会内容及び件名に係る部分は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し」「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 他方、本件対象文書の91枚目の文書は、文書7の一部であり、文書7は、平成22年度決算検査報告に掲記されている特許特別会計に関する特定の指摘事項に係る照会文書の写しを特許庁長官宛てに参考として送付されたものである。そして、本件対象文書の91枚目の文書についてみると、このような特許庁長官宛てに参考として送付された照会文書の写し中の送付状の部分にすぎず、前記のような照会内容及び件名に係る部分には当たらないと認められる。

また、ある特定の検査事項に関して受検庁の諸組織のうちどの組織に属するどの職にある者に照会文書を発遣するかは、具体的な検査事項や検査の結果等との関係で会計検査院において個々に判断されているものである。このため、一般に、照会文書の送付状の部分に記載されている宛先等によっては、それを公にすることで、具体的な検査事項、検査の内容等を推知されるおそれ又はある特定の検査事項に係る実地検査の具体的な実施箇所を明らかにしてしまうおそれがある場合も考えられる。

しかし、本件対象文書の91枚目の文書についてみれば、次のよ

うな事情から、上記のようなおそれがあるとまでは認められない。

すなわち、前記アと同様に、本件の場合、文書7については、平成22年度決算検査報告に掲記されている特許特別会計に関する特定の指摘事項に係る照会文書であることが既に明らかになっているといえるとともに、本件対象文書の91枚目の文書（照会文書の送付状の部分）に記載されている宛先等の情報は、当該検査報告に記載されている情報から容易に推認し得るものであると認められる。

さらに、当審査会において見分したところ、本件対象文書の91枚目の文書に記載されている宛先等の情報は、平成22年度決算検査報告において既に公表されている情報の範囲にとどまるものとなっている。

したがって、このような状況の下では、これら宛先等の情報を開示したとしても、既に明らかとなっている情報に加えて、更に具体的な検査事項、検査の内容等が推知されるおそれや、実地検査の具体的な実施箇所を明らかにしてしまうおそれはないと認められる。また、このことから、討議・検討の内容が公にされることにより会計検査院と受検庁との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることもできない。

以上のことから、本件対象文書の91枚目の文書は、公にすることにより、上記のようなおそれその他諮問庁が主張するようなおそれが生ずるとまではいえないことから、情報公開法に規定する不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

- (2) 文書2、文書4、文書6、文書9、文書10、文書12及び文書14  
回答文書である文書2、文書4、文書6、文書9、文書10、文書12及び文書14は、送付状に係る部分と回答の内容に係る部分（文書9、文書10、文書12及び文書14については件名を含む。以下同じ。）から構成されており、送付状に係る部分には、文書番号、回答年月日、宛先、差出人、表題、回答をする旨を記述した文等が記載されている。

これらのうち、送付状に係る部分については、文書10の表題が開示とされており、文書10の残りの部分並びに文書2、文書4、文書6、文書9、文書12及び文書14のその全部が開示されている。また、回答の内容に係る部分については、文書2、文書4、文書6、文書9、文書10、文書12及び文書14のいずれもその全部が開示とされている。

ア 回答の内容について



文書 2、文書 4、文書 6、文書 9、文書 10、文書 12 及び文書 14 に記載されている回答の内容は、照会文書に記載された検査の結果等に対する受検庁の見解等を示すものであり、照会文書とともに、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な情報として取り扱われているものである。このため、これらの情報が公になると、前記(1)イ(ア)で述べた照会文書の照会の内容及び件名に係る部分と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、文書 2、文書 4、文書 6、文書 9、文書 10、文書 12 及び文書 14 に記載されている回答の内容に係る部分は、情報公開法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

イ 文書 10 の送付状に係る部分の表題について

当審査会において、文書 10 の送付状に係る部分の表題を見分したところ、不開示とされている部分には、回答文書に係る具体的な回答の内容を端的に示す情報が記載されている。

回答文書に記載されている回答の内容は、前記アのとおり、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な情報として取り扱われているものである。このため、文書 10 の送付状に係る部分の表題についても、この情報が公になると、前記アで述べた回答の内容に係る部分と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、文書 10 の送付状に係る部分の表題は、情報公開法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、別表の 2 欄に掲げる部分は開示することが妥当であるが、その余の部分は不開示としたことが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 山 舗 弥一郎

委員 山 岸 敬 子

委員 大 塚 成 男

(別表) 開示することが妥当な文書 (部分)

1 文書の区分		2 開示することが妥当な部分
文書 7	照会文書の送付状の部分	左のうち不開示とされている部分
	照会文書の内容に係る部分	本件対象文書の91枚目の文書全て
文書 1 1	照会文書の送付状の部分	左のうち不開示とされている部分